

北方町道路附属物等個別施設計画

令和5年2月10日

令和2年8月3日

北方町役場都市環境課

1. 道路附属物等の現状と課題

1. 1 現状と課題

- ・北方町が管理する道路附属物等については、建設年度が不明であるものが大半を占めており、正確な建設後の経過年数が把握できていないのが現状である。
- ・施設によっては、部分的な腐食等も散見され、老朽化が進んでいることから、計画的な点検による確実な状態把握と点検結果に基づく措置が必要となっている。

1. 2 計画対象（管理道路の路線数と延長）

- ・北方町は、町道481路線（総延長107.0km）の道路を管理している。（R2.4.1現在）

（1）横断歩道橋

- ・管内の横断歩道橋は2路線に2橋あり、下記表のとおりである。

路線名	名称	橋長（m）	通路幅員（m）	建設年度	経過年数
町道400号線	ハイタウン北方前横断歩道橋	16.2	1.5	不明	—
町道10号線	校南歩道橋	11.7	1.5	1983年	37年

（2）門型標識等

- ・管内の門型標識等は1路線に1施設あり、下記表のとおりである。

路線名	名称	形式	道路幅員（m）	建設年度	経過年数
町道4号線	門型標識1-	門型式	9.5	不明	—
町道1号線	門型標識3	門型式	6	不明	—

2. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

2. 1 基本方針

- ・道路附属物等の老朽化対策を確実に進めるために、現場点検、診断、今後の対応方針、記録という流れで、メンテナンスを構築する。

2. 2 定期点検・診断

- ・道路附属物等の点検は、下記定期点検要領等に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区別する。なお、定

期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るために新技術等の活用を検討する。

定期点検要領等

- ・ 歩道橋定期点検要領（国土交通省道路局国道・防災課 H26.6）
- ・ 門型標識等定期点検要領（国土交通省道路局 H31.2）

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）

3. 計画期間

3. 1 計画期間の考え方

- ・ 点検を踏まえた診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確実に推進するため、計画期間は5年とし、点検結果等を踏まえ、毎年度、計画を更新する。

4. 対策の優先順位

4. 1 優先順位の考え方

- ・ 点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図れるよう必要な措置を講じる。なお、利用状況等の変化に応じた施設の適切な配置のため、道路附属物等の集約化・撤去、機能縮小などによる対策費用の縮減を地元の意見を踏まえながら検討する。

5. 施設の状態、対策内容、実施時期

5. 1 施設の状態

(1) 横断歩道橋

- ・ 北方町の管理する横断歩道橋2橋は、全て判定区分Ⅱとなっていたが、令和3年度に校南歩道橋の点検をした結果、判定区分Ⅲとなったため、令和4年度、令和5年度にかけて修繕を実施する。

(2) 門型標識等

- ・ 北方町が管理する門型標識等1施設は、平成30年度に修繕を実施して判定区分Ⅱとなっている。

5. 2 修繕方針

- ・ 定期点検結果に基づき、優先度の高い施設から対策を実施する。対策の費用及び年次計画は一覧のとおりとし、点検結果を基に年度ごとに更新するものとする。